

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	シナネン株式会社
【英訳名】	SINANEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崎村 忠士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目4番22号
【縦覧に供する場所】	首都圏第一支店 (埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目3番11号) 首都圏東支店 (千葉県富里市美沢8番地1) 首都圏南支店 (横浜市旭区上白根三丁目37番1号) 中部支店 (愛知県春日井市鳥居松町五丁目100番地) 関西支店 (大阪市平野区加美鞍作三丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 崎村忠士は、当社の第80期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。